

障がいのある人を 虐待から守りましょう

障害者虐待防止法では、障がいのある人に対するあらゆる虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を禁止しています。

虐待に気づいたら、すみやかに通報や相談をしてください。



虐待の早期発見・早期対応によって、虐待を受けている人だけでなく、その家族などが抱えるさまざまな問題（ひきこもりによる孤立など）の解決につながることもあります。

家庭で

家族、親族、同居人等による虐待（部屋に閉じ込める、食事を与えない、怒鳴るなど）



施設で

障害者福祉施設等の従事者が行う身の世話や身体の介助で起りうる虐待（無理やり食べ物を口に入れる、蹴る、介助せずに放置するなど）



職場で

障がいのある人を雇用している事業主等による虐待（賃金を渡さない、仲間はずれ、侮辱するような言葉を浴びせるなど）



【障がい者虐待に関する通報・相談窓口】

窓 口	住 所	連 絡 先
小松市障がい者虐待防止センター （小松市役所ふれあい福祉課）	小松市小馬出町91	24-8182 メール： fukushika@city.komatsu.lg.jp
相談支援事業所ロビン・フード （社会福祉法人 石川整肢学園）	小松市瀬領町丁1-2	46-1306
相談支援事業所こまつ （社会福祉法人 こまつ育成会）	小松市長崎町2-103	48-5780
相談支援センターなごみ （社会福祉法人 なごみの郷）	小松市北浅井町り123	23-7232
相談支援事業所「チャレンジ」 （医療法人社団 澄鈴会）	小松市矢田野町ヲ98-1	43-4355
やたの生活支援センター （社会福祉法人 共友会）	小松市矢田野町ミ30	44-7115

通報先はこちら

